

○消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例

平成 23 年 3 月 18 日 条例第 33 号

静岡県は、東海地震等の大規模災害の発生が想定される地域であり、県民の生命・財産を守る消防団は、極めて重要な組織である。

生活・生業と両立を図りながら、昼夜を分かたず活動する消防団員は、その任務に誇りと責任を持って従事しているが、消防団員の被雇用者化が進むとともに、消防団員の減少等に歯止めがかからないことは憂慮すべき問題である。

これらの問題の解決を図るとともに、企業や地域社会の理解を深めることによる消防団の活動の支援は、県としての責務である。

このような認識の下に、円滑かつ安定的な消防団の活動の確保を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等を応援することにより、円滑かつ安定的な消防団の活動の確保を図るため、当該法人等が行う事業に対する事業税に係る静岡県税賦課徴収条例(昭和 47 年静岡県条例第 8 号。以下「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(不均一課税の適用)

第 2 条 法人にあつては事業年度の終了の日、個人にあつては 12 月 31 日(以下これらの日を「基準日」という。)において次に掲げる要件を全て満たすものとして知事の認定を受けた法人(資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人又は出資金の額が 1 億円を超える特別法人(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 72 条の 24 の 7 第 7 項に規定する特別法人をいう。以下同じ。)に限る。以下同じ。)又は個人に対し、次条又は第 4 条に定めるところにより不均一課税を行う。

- (1) 県内に事務所又は事業所(知事が定めるものに限る。以下同じ。)を有し、かつ、当該事務所及び事業所の全てが消防団(消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 9 条第 3 号に規定する消防団をいう。以下同じ。)の活動に協力していると認められる基準として知事が定めるものに該当すること。
- (2) 県内に事務所若しくは事業所を有する事業主、当該事務所若しくは事業所に常時勤務する役員又は当該事務所若しくは事業所において雇用する使用人(知事が定める要件を満たす者に限る。次号において同じ。)のうち、消防団員(消防組織法第 19 条第 1 項に規定する消防団員であつて、県内の消防団に

置かれるものをいう。以下同じ。)である者の数が、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は個人にあっては1人、出資金の額が1億円を超える特別法人にあっては3人以上であること。

(3) 県内の全ての事務所及び事業所において、使用人が消防団員としてその活動を行う場合における昇進、賃金、労働時間その他の処遇については、当該事務所又は事業所の他の使用人との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の規定が、知事が定めるところにより、整備されていること。

2 前項の知事の認定は、法人にあっては次条の各事業年度ごとに、個人にあっては第4条の各年ごとに受けるものとする。

(一部改正〔平成28年条例31号・令和2年43号〕)

(法人の事業税の不均一課税)

第3条 平成24年4月1日から令和10年3月31日までの間に終了する各事業年度において、県税条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける法人及び県税条例附則第19項の規定の適用を受ける法人の基準日の属する事業年度の事業税の額は、県税条例附則第17項から第19項までの規定にかかわらず、それぞれ県税条例附則第17項若しくは第18項の規定又は県税条例附則第19項の規定を適用して計算した金額からその2分の1に相当する金額(当該金額が100万円を超える場合には、100万円)を控除して得た金額とする。

(一部改正〔平成24年条例44号・26年64号・28年31号・31年54号・令和2年43号〕)

(個人の事業税の不均一課税)

第4条 平成24年から令和9年までの各年において、法第72条の49の17の規定の適用を受ける個人の基準日の属する年に係る事業税の額は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第72条の49の17第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額からその2分の1に相当する金額(当該金額が100万円を超える場合には、100万円)を控除して得た金額とする。

(一部改正〔平成26年条例64号・28年31号・31年54号・令和2年43号〕)

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 20 日条例第 44 号抄)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第 64 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日条例第 31 号)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第 3 条中「平成 28 年 3 月 31 日」とあるのは、「平成 29 年 3 月 31 日」とする。
- 3 新条例第 4 条の規定は、平成 28 年以後の各年に係る個人の事業税について適用し、同年前の各年に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 28 日条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。